

事務連絡

平成18年8月7日

各地区連会長 様

高知県市町村教育委員会連合会会長

年次有給休暇の起算日の変更について

うえのことについて、教職員課より、人事委員会等の関係機関と調整を進めているとの連絡が入りました。

教職員課によると、年次有給休暇の起算日について、昨年の県議会で年次有給休暇の取得率向上の観点から、その起算日を変更してはどうかとの質問を受け、職員の職務に支障がないか、年休の取得促進に効果があるかなど、県教委として総合的な検討を行い、現行の1月1日（暦年付与）から9月1日への変更に向けて、関係機関との調整を続けているとのことです。

今回の変更理由としては、次の2点を挙げています。

- ① 学校現場では、常に子どもと向き合っており、職務上、休暇を取ると代替が入りにくく、他の職員・子どもたちにも迷惑がかかるといった状況があり、授業のある日に年次有給休暇の取得が困難な状況にあるが、授業もなく最も休暇の取得がしやすい夏季休業の直後に起算日を設定することで、年間を通して比較的容易に夏季休業中に安心してまとまった年次有給休暇の取得が可能となる。
- ② 夏季休業中に、教職員が年次有給休暇を取得しやすくなることで、子育て支援のための休暇の取得が一層促進される。

なお、この年次有給休暇の起算日の変更は、8月中旬に開催される人事委員会での規則改正を経なければなりません。よって、現状としては、確定事項ではありませんが、確定事項ではないことを前提に、県教委としてこのような動きが進んでいる情報を管内の教育委員会及び学校長にお知らせしていただければと思います。